

帳簿上払出量と現在高とを明らかにする方法をいい、たな卸計算法とは貯蔵品の払出量を現在高の実地たな卸しによって間接的に決定する方法、すなわち繰越量と当期受入量との合計から、たな卸し量を引いて当該期間の払出量を決定するのであって、鉱業所および車両工場においてコークス・石炭等の補助材料の払出量の決定に用いられている。

また貯蔵品を払い出す場合の単価は、出納単価のある場合はこれにより、その他の場合は購入原価によって先入先出法または移動平均法を採用してこれを決定している(第51条の2、会計規程第30条)。出納単価とは、貯蔵品中同一品種で価額が異なる場合、市場価格等を参照して作成するある期間固定する予定総平均単価をいう。先入先出法とは、最初に入受れた貯蔵品から順次引渡されたと見なして、出納簿へは受入日付の最も早い口の単価を、その口の数量が尽きるまで記入する方法である。したがって前の口の残高がある場合、同一口座に単価の異なるものを受け入れたときは、前の口とは区分して登記し、前の口の残高がゼロになってからつぎの口を払出す。このため貯蔵品残高はつねに最近の受入価格を示すことになる。また移動平均法とは、同一口座に単価の異なるものを受け入れたつど、残高金額を残高数量で除して平均単価を見出しておき、これを払出しの計算価格とする方法である。

#### (5) 物品の受払手続

ア 購入受 契約が締結され、その契約条項によって、物品が指定された箇所すなわち用品庫・工場用品庫(被服工場)・工場用品倉庫(車両工場・自動車工場)または印刷場・保線区・機関区等の現場に納入される。業者は納入に際し所定の納品書および支払請求書を現品とともに検査員に提出する。この際製作請負物品で製作監督員の監督を行ったものについては、その検査合格証明書を添付することになっている。

検査員はこれらの証拠書類と契約条項を照合し、かつ現品の品質・数量を検査し、誤りのないときは検査合格の印を納品書に押印して物品出納役に回付する。物品出納役は納品書に物品出納長(または分任出納長)の受入命令を受け、貯蔵品出納簿に入受入れの登記を行った上、購入受(借方甲種貯蔵品、貸方用品収入)の振替伝票を発行する。

イ 振替購入 部外から物品を買い入れることを購入というのに対して、部内において生産および製作または発生・発見および取得した物品を貯蔵品に編入することを振替購入という。

生産および製作とは、鉱業所における産出炭の受入、車両工場・自動車工場・被服工場・木材防腐工場・印刷場・製材場における製作品の受入をいい、これは新製品受として貯蔵品に編入される。物品の製作は製作貯蔵品を除いては、資材局長または地方資材部長が物品の準備計画の一つとして、貯蔵品製作票によって製作を依頼することによって行われる。

また工事等の施行に伴って撤去品その他の発生品を生じた場合、自動車・海上工作物・機械器具およびその従物の用途を廃した場合、および器具備品の用途を廃した場合または不用品・遺失物その他の物品を発見取得した場合には、工事担当者および物品出納員が発生品受入票によって物品出納役に提出し、物品出納役は所属する物品出納長または分任出納長の受入命令を受けて価格を見積り、これを発生品受・副品受・諸取得品受または撤去品受としてそれぞれ貯蔵品に編入するのである。

ウ 保管転換 物品を移動することによって、物品出納役の自己の保管責任が他の物品出納役に移管されることをいう。つまり物品の保管転換を受けようとするときは、物品出納長また

は分任出納長は保転票によって保管転換を請求し、請求を受けた物品出納長は、その保転票によって物品出納役に保転払出を命令する。物品出納役は貯蔵品の場合には、保転伝票を発行することによって貯蔵品を送付し、決算品の場合には物品送付書で物品を送付する。同一の物品出納役に所属する物品出納員間において保管責任を転換することは「保管換」という。

エ 使用のための払出 貯蔵品が部内で使用される場合は、別に定める場合を除いてつぎの方法によっている。工事用品の場合には、工事担当者(分区長・技術掛等工事の責任者)が引渡票を作成して物品出納役に提出し、物品出納役は物品出納長または分任出納長の承認を得て貯蔵品を工事担当者に引渡す。この場合工事担当者の要求する貯蔵品は、当面の所要量の範囲内でかつ物品出納役は引渡済未使用品の現状をは握し、工事の進行状況等を考慮して引渡さなければならぬ。工事担当者は引渡しを受けた貯蔵品については、物品受払簿で毎日の受払を整理し、使用額を旬別にとりまとめて工事用品使用報告書によって物品出納役に報告し、物品出納役はこれにより払出命令を受けて出納簿から払い出しを行う。したがってこの方法は使用した額のみが決算されるところのいわゆる「使用払の原則」といわれるものである。使用払いに対して、固定資産に編入する機械(すべ付工事を要しないもの)、工事用備品および消耗品ならびに当日中に使用して残品を生じない範囲の工事用品の引渡しは、最初から使用予定分を「引渡兼使用報告書」によって出納簿から払出して工事担当者に引渡す方法をとっている。したがってこれを「引渡払の原則」という。

調度用品は通常用品庫から定期的に配給するので、決算負担箇所長(予算執行責任者)が配給票によって地方資材部長(資材事務所長を含む)に請求し、地方資材部長は配給票によって用品庫長に払出しを命ずる。

オ 特殊受払 つぎのものをいう。

(7) 価格換 貯蔵品を購入受をする際、購入価格と出納単価との差額および出納単価の改訂を行った場合の差額については、価格改訂を行い、貯蔵品の受払をする。

(イ) 評価換 物価の変動がいちじるしく、手持貯蔵品価格と市場価格との間に差が生じたときは、運輸大臣の許可を得て適当な価格に評価換を行う。

(ウ) 組替 貯蔵品の整理区分・品名品質形状等を異動した場合に、貯蔵品出納簿面において口座を移動させることをいう。組替は何か原因があって行われる行為であるが、そのおもなものはつぎのとおりである。

A 貯蔵品の改造組立を行った場合 その落成品を受け入れるときまたは材料を交付して製作させた物品を受け入れるときは品名・品質が変更になるので、材料品名から落成品に組替を行う。

B 貯蔵品の処分を行った場合 貯蔵品が規格型式の改廃、または自然損傷・自然減耗・変質その他明らかに不可抗力の原因によって、価格または数量が減損し滅失したときは、地方資材部長は価格を低減または廃棄することができる。このような価格の低減および廃棄の行為を貯蔵品の処分という。したがって処分とは貯蔵品の使用価値の低下によって価格を低減することをいうのであって、客観的の市場価格の変動に伴って価格を変更する、いわゆる評価換とは本質的に異なる。この場合貯蔵品の整理区分および品名も同時に変更する場合に「貯蔵品の組替」が伴ってくる。

C 亡失損傷 物品出納役または物品出納員が、自己の保管または監督に属する貯蔵品に亡失損傷の事故のあることを発見